

業務委託契約書

中部環境局長 松下 雄介（以下「甲」という。）は●●●●●（以下「乙」という。）と伊勢志摩国立公園横山集団施設地区における持続可能な利用環境の保守管理及び運営について、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、伊勢志摩国立公園 横山集団施設地区の保守管理及び運営にかかる業務を乙に委託する（以下これらの業務を「委託業務」という。）。

（業務内容）

第2条 委託業務の内容については、本契約書で定めるもののほか、要求水準書、乙が提出した企画提案書及び甲の承認を受けた業務計画書によるものとし、これらは本契約と一体をなす。これらの文書の内容に相違がある場合は、関係法令、条例及び許認可条件、本契約書、要求水準書、企画提案書及び業務計画書、その他甲が示す資料の順に適用する。

2. 乙は、事業運営にあたり、公募時に乙が提出した企画提案書に基づき、企画、運営体制及び営業期間等を示した別添様式に基づく業務計画書をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
3. 乙は、業務計画に変更が生じる場合は、書面をもって事前に甲の承認を得なければならない。
4. 甲の都合により業務計画の変更を要する場合には、あらかじめ乙と協議する。

（委託対象施設）

第3条 委託業務の対象施設は、要求水準書第1章2（1）に定める対象施設及び附帯設備とし、その詳細は別添3「管理運営区域図」及び別添4「施設・設備一覧」による。

（委託対象施設の使用について）

- 第4条 乙は、本業務の実施のため、第3条の委託対象施設を使用するにあたり、国有財産法に基づく使用許可を受けなければならない。
2. 乙は、委託対象施設及び甲が貸与する物品等を本業務以外の目的に使用してはならない。自主事業のために甲が所管する施設等を使用する場合は、別途、国有財産使用許可その他必要な許認可を受けるものとする。
 3. 乙は、施設を使用するにあたり、清潔の保持、整理整頓、衛生管理、火災防止等、善良な管理

者の注意義務をもって管理し、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4. 乙は施設を使用するにあたり、関係法令・条例・地域ルール等を遵守するとともに、天災地変その他の事故により国の財産を滅失又はき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。なお、前項の注意を怠ったことにより、又は、乙の職員の故意もしくは重大な過失により国有財産を滅失し、又は毀損したとき、その他国に損害を与えたときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が職員の選任及びその業務の監督につき、相当の注意をするも損害が避けられなかったであろうときは、この限りでないものとする。
5. 乙は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、委託対象施設及び借用物品等を返還し、乙又は再受託者等が設置した設備等を撤去して原状回復するとともに、後任受託者への業務、連絡先、保守履歴、事故・苦情、料金・減免、運用・運行、鍵、カード、アカウント、マニュアル、図面及びデータ等の引継ぎその他事業継続に必要な協力を行わなければならない。ただし、甲が設備等の承継を認めた場合は、甲乙協議の上、その取扱いを定める。

(事業運営について)

第5条 乙は、施設が国有財産であるとともに国立公園の利用推進を目的に設置され、不特定多数の利用がある公共施設であることを理解し、国立公園の風致景観及び自然環境の保全に配慮するとともに、利用者の安全性及び快適性の確保、並びに良質なサービスの向上に向けた取組を推進しなければならない。

2. 脱炭素化に向けた取組、グリーン購入法に基づく物品の調達等の推進等、環境対策の取組を積極的に行うこと。
3. 乙は、事業運営にあたり、関係法令、条例、地域ルール、本契約書、要求水準書、企画提案書、業務計画書及び許認可条件その他甲が示す基準を遵守しなければならない。

(経費の負担)

第6条 委託業務は、乙の責任において行うものとする。

2. 委託業務に必要な費用は、横山集団施設地区を利用する者から収受する料金、乙の自主財源及び自主事業収入をもって充てるものとする。

(事業区分)

第7条 乙の事業は、本契約に基づく利用者負担制度の運営及び委託対象施設の保守管理及び運営を管理事業とし、施設の一部を占用して行う乙の収益事業を自主事業（収益事業）として、それぞれ区分するものとする。

2. 乙は、自主事業（収益事業）を行おうとする場合は、管理事業に支障を及ぼさず、本国立公園又は当該地区の価値及び魅力の維持・向上に資するものに限り、かつ当該事業地等については別途、国有財産使用許可等を受けるものとする。
3. 乙は、自主事業（収益事業）を実施しようとするときは、自主事業実施計画書を甲に提出し、あらかじめ甲の承認を得なければならない。計画を変更しようとするときも同様とする。
4. 乙は、自主事業（収益事業）に係る収入及び支出を管理事業と明確に区分して経理しなければならない。管理事業により得た収益を、自主事業（収益事業）の赤字補填その他自主事業のために充当してはならない。

（業務実施期間及び納入場所）

第8条 業務実施期間及び報告書等の納入場所は次のとおりとする。

業務実施期間 契約締結日から令和14年3月31日

納入場所 中部環境局 伊勢志摩国立公園管理事務所

2. 契約期間には、運用準備並びに契約終了時の引継ぎ及び原状回復に要する期間を含む。
3. 運用準備期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとし、要求水準書に定める通常運用業務は実施しない。ただし、施設・設備等の確認、業務計画書等の作成、許認可手続、再委託等の契約、研修、試運転、広報、危機管理マニュアル及び事業継続計画（BCP）の作成その他令和9年4月1日の運用開始に必要な準備業務は、この限りでない。
4. 最終年度においては契約期間終了の後、年次報告書及び決算報告書とも内容確定後速やかに提出すること。

（再委託等の制限）

第9条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、文書により甲の承認を得たときはこの限りではない。

2. 乙は、前項の規定により再委託する場合には、当該再委託に係る再受託者の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

（事業報告）

第10条 乙は、次の表のとおり、要求水準書に定める報告書を期間毎に作成し、期限までに甲に提出しなければならない。

【 報 告 書 】	【 期 間 】	【 期 限 】
月次報告書	月 間	翌月 1 5 日
年次報告書	年 間	当該翌年度 4 月末
決算報告書	年 間	決算確定後速やかに

(監査)

第 1 1 条 乙は、決算報告において第三者による決算の監査を受けなければならない。

(業務水準の確認及び改善要求)

第 1 2 条 甲は、乙の業務が要求水準書に定める要求水準を満たしていないと認めるときは、乙に対し、期限を定めて改善を求めることができる。

2. 乙は、前項の求めを受けたときは、甲が指定する期限までに改善計画書を提出し、甲の承認を受けた上で、速やかに必要な措置を講じなければならない。

3. 乙が正当な理由なく改善要求に応じない場合、又は要求水準の未達が重大であり利用者の安全若しくは事業継続に支障を及ぼすおそれがある場合、甲は、必要な範囲で業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(契約の変更)

第 1 3 条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、本業務の内容を変更することができる。この場合において、契約条件の変更を要するときは、甲乙協議の上、書面により定めることとする。

2. 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

(リスク分担及び不可抗力)

第 1 4 条 本業務に係るリスク分担は、要求水準書第 1 章 2 (5) に定めるところによる。

2. 不可抗力により本業務の全部又は一部の履行が困難となった場合、甲乙は、利用者の安全確保及び事業継続を優先し、業務の休止若しくは再開、復旧方法、費用負担、契約期間又は契約条件の変更について協議する。

3. 応募要領及び本契約に定めのないリスクが発生した場合は、その発生原因、帰責性、影響及び合理的な回避可能性を踏まえ、甲乙協議して分担を定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第9条第1項、第19条又は第20条若しくは第25条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監査に際し不正な行為を行い、又は職務の執行を妨げたとき。
- 四 業務実施期間内に報告書の提出がなかったとき。
- 五 乙が法令等の手続きに基づく関係機関に納付すべき使用料、手数料その他の費用について、指定する期限までに支払わなかったとき。
- 六 乙が要求水準を継続的に満たさず、甲の改善要求に従わないとき。
- 七 乙が必要な許認可又は保険を維持できず、本業務の適法又は安全な継続が困難となったとき。
- 八 乙が利用料金を甲の承認なく新設し、変更し、又は廃止したとき。
- 九 乙が正当な理由なく本業務を休止し、又は廃止したとき。

2. 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3. 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号いずれかに該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受託者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、その責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3. 本業務の実施に関し第三者に生じた損害については、乙がその賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合は、この限りでない。

(保険)

第18条 乙は、本業務の実施期間中、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、施設賠償責任保険その他本業務の内容及びリスクに応じて甲が必要と認める保険に加入し、これを維持しなければならない。

2. 乙又は再受託者等が有料シャトル便を運行する場合は、道路運送法その他関係法令に基づき、旅客運送に必要な保険に加入しなければならない。

3. 乙は、契約締結後速やかに、保険証券その他加入内容を確認できる書類の写しを甲に提出し、保険内容を変更又は更新したときも同様とする。

(表明確約)

第19条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に

わたっても該当しないことを確約しなければならない。

2. 乙は、解除対象者を再受託者等としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保全)

第21条 乙は、この契約の履行に際し相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち秘密である情報を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は相手方の文書による事前の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- 六 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

2. 乙は、この契約の履行に際し知得した甲の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用したことにより、甲に損害が生じた場合、甲に直接生じた損害を、相当因果関係の範囲で賠償する責任を負う。

(情報セキュリティ)

第22条 乙は、本業務において情報システム、決済情報、車両番号その他の情報を取り扱うに当たり、関係法令、環境省情報セキュリティポリシー及び甲が示す基準を遵守し、アクセス制御、ログ管理、非保持化その他必要な安全管理措置を講じなければならない。

2. 乙は、情報セキュリティ事故又はそのおそれを認識した場合には、直ちに被害拡大防止措置を講じ、甲に第一報を行い、甲の指示に従わなければならない。

3. 乙は、再受託者等に情報を取り扱わせる場合、前二項と同等の義務を課し、その履行を監督しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第23条 乙は、甲から預託された又は業務上知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2. 乙は、甲から預託された又は業務上知り得た個人情報を取り扱わせる業務を再委託等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受託者等も講ずるように求め、かつ当該再受託者等が約定を遵守するよう文書で義務づけなければならない。承認を得た再受託者等の変更及び再受託者等が再々委託等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受託者等を単に「個人情報取扱い業務再受託者等」という。）。

3. 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ文書により甲の承認を得なければならない。

4. 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5. 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6. 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された又は業務上知り得た個人情報を第三者（前項記載の文書の合意をした個人情報取扱い業務再受託者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された又は業務上知り得た個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7. 乙は、甲から預託された又は業務上知り得た個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況等の必要な事項について定めた文書を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（個人情報取扱い業務再受託者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8. 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさ

せることができる。

9. 乙又は個人情報取扱い業務再受託者等は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を文書により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等はその指示に従うものとする。
10. 乙は、甲から預託された又は業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
11. 乙は、甲から預託された又は業務上知り得た個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
12. 乙は、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の責に帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責を負う。
13. 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は個人情報取扱い業務再受託者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（再委託等契約内容の制限）

第24条 乙は、第9条第1項の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前三条及び第33条と同様の規定を定めなければならない。

（帳簿等）

第25条 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2. 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の契約が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければ

ばならない。

(委託業務の監査・調査)

第26条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、収益金の使途、帳簿、証拠書類、システムログその他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地監査・調査できるものとする。

2. 甲は、再受託者に対しても、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途、帳簿、証拠書類、システムログその他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地監査・調査できるものとする。この場合において、乙は当該調査を行うことについて、再受託者が同意するように必要な措置をとらなければならない。

3. 乙及び再受託者は、甲の求めに速やかに対応することとし、正当な理由なくこれを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(財産の管理)

第27条 乙は、委託業務により財産を取得した場合は、第10条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2. 乙は、委託業務により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3. 乙が取得財産を亡失又は毀損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

4. この委託業務を実施するに当たって委託業務により取得した財産の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、乙にこれを帰属させるものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第28条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第29条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(知的財産権等の定義)

第30条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」という。）
- 二 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- 三 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2. この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 発明
- 二 考案
- 三 意匠及びその創作
- 四 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
- 五 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
- 六 著作物及びその創作
- 七 ノウハウ及びその案出

3. この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(知的財産権の帰属)

第31条 甲は、乙から委託業務の成果に係る知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）を、委託業務の終了とともに譲り受けるものとする。

(成果の利用行為)

第32条 乙は、前条の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実

施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2. 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
3. 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第33条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業者の間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2. 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(知的財産等の使用)

第34条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

(乙の都合による中途終了)

第35条 乙は、自己の都合により本業務を終了し、又は本契約の変更若しくは解除を申し入れようとするときは、終了予定日の8か月前までに、その理由、利用者への影響、精算、原状回復及び引継計画を記載した書面により甲に申し入れなければならない。

2. 前項の申し入れは、甲による承認又は甲乙間の合意が成立するまで、乙の本契約上の義務を免れさせるものではない。

(存続条項)

第36条 甲及び乙は、本委託事業を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するものとする。

第15条第2項から第4項まで、第16条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第27条、第29条、第31条から第33条まで、第34条及び本条

(紛争又は疑義の解決方法)

第37条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議し

て解決するものとする。

(裁判所管轄)

第38条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 住 所 名古屋市中区三の丸2-6-2 名古屋第4地方合同庁舎4階
氏 名 中部環境局長 松下 雄介

乙 住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名 ●●●●●●●●●●